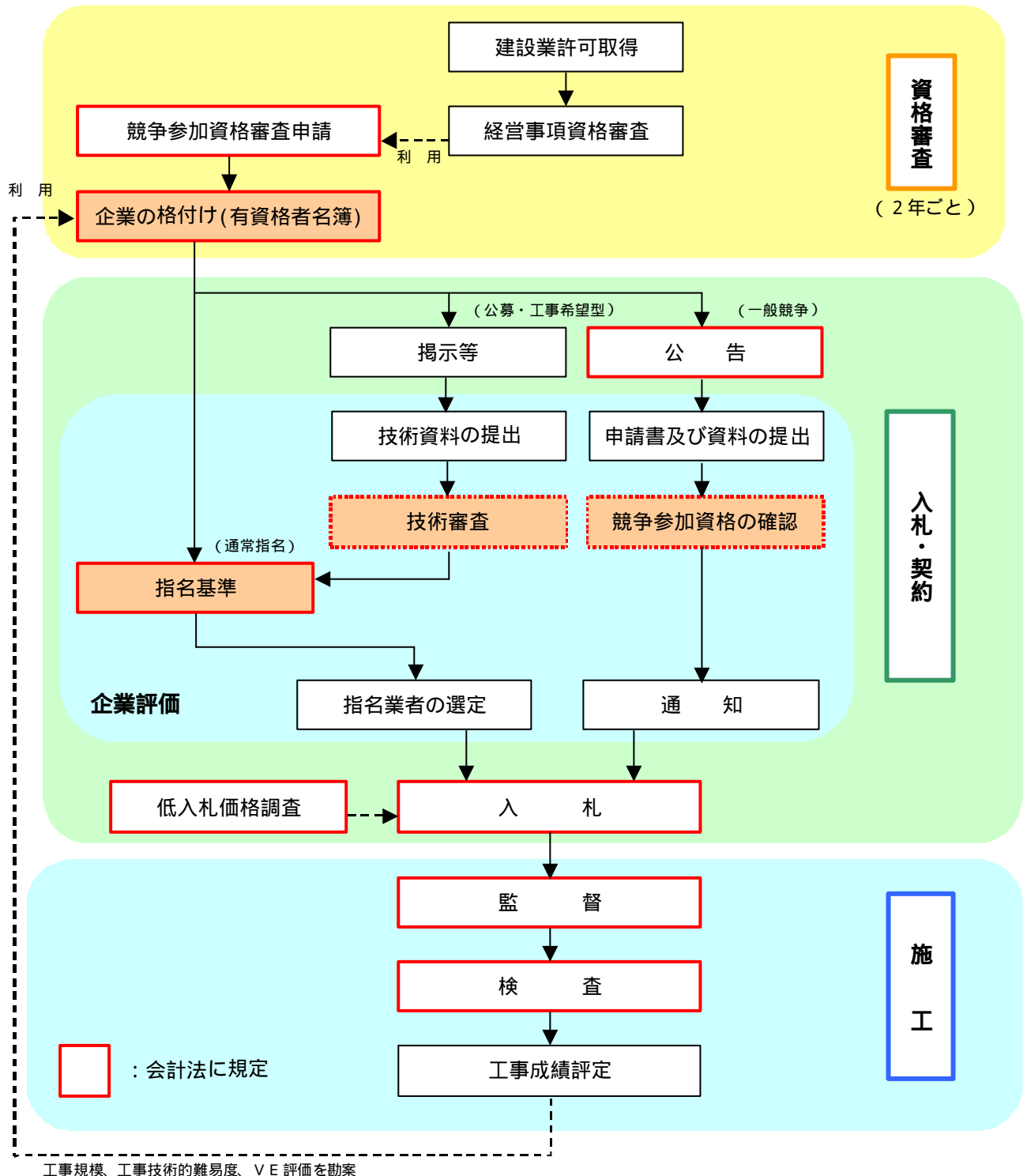


総合評価方式の現状

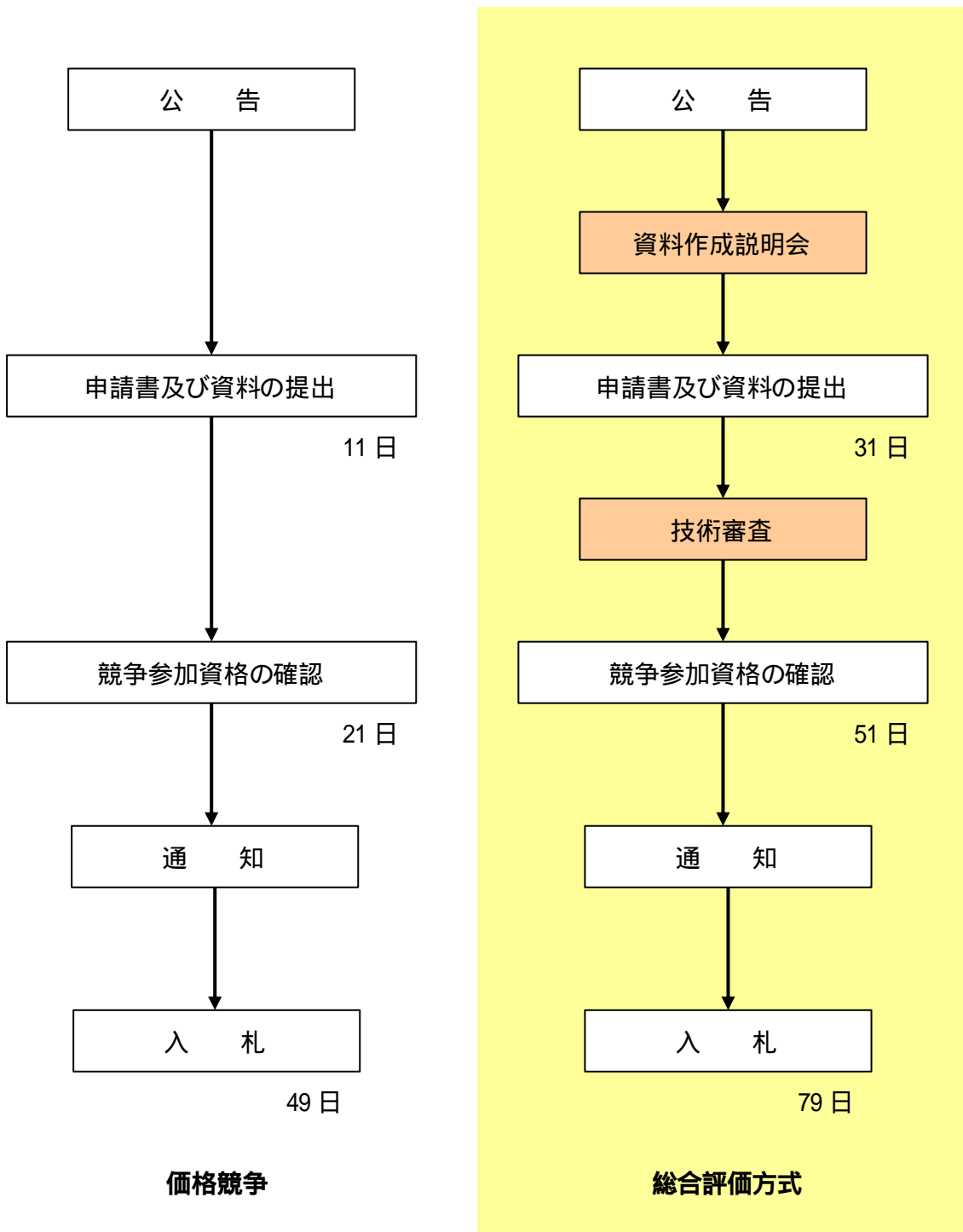
1. 直轄における実施状況

(1) 入札方式の概要

(a) 入札契約制度の基本的な流れ



(b) 総合評価方式の入札契約手続き (7.3 億円以上：一般競争入札の場合)

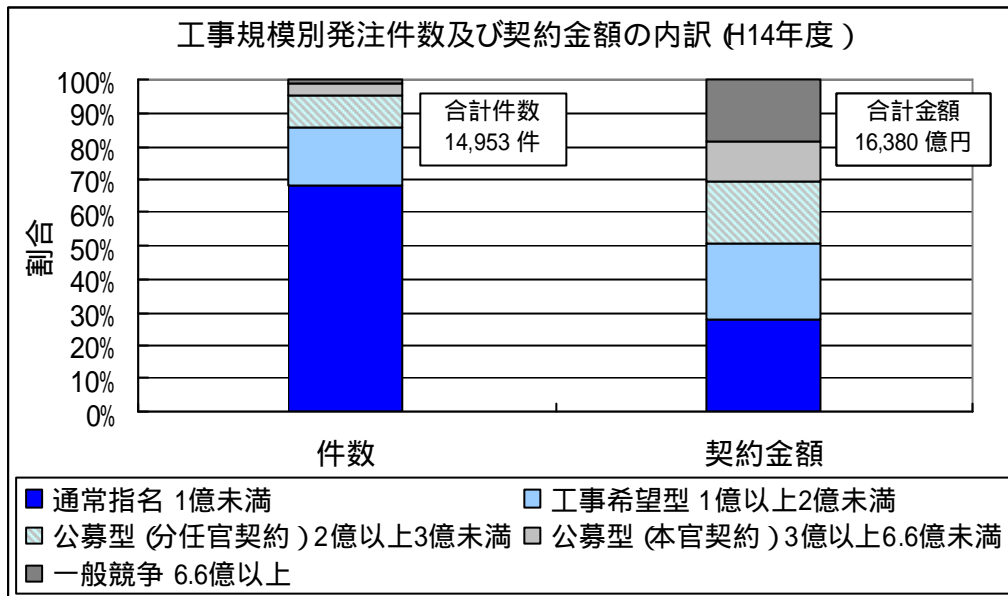


注) 日数：公告から各手続きまでの標準的な日数の累計

(2) 工事規模別の発注状況

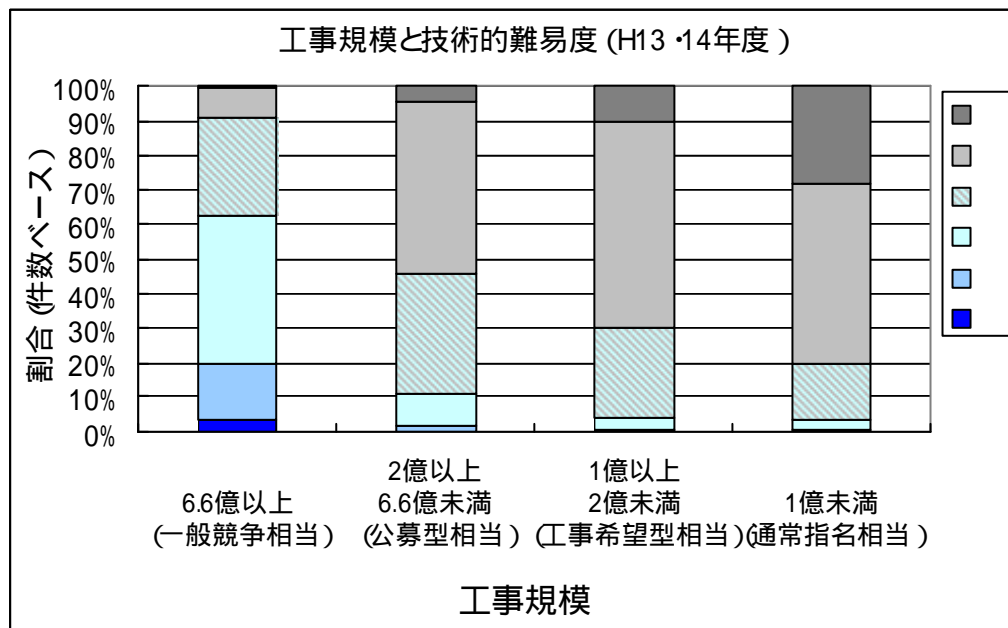
(a) 発注件数及び契約金額

直轄工事（8 地方整備局）における平成 14 年度発注工事の発注件数及び契約金額は以下のとおりである。



(b) 工事規模と技術的難易度の関係

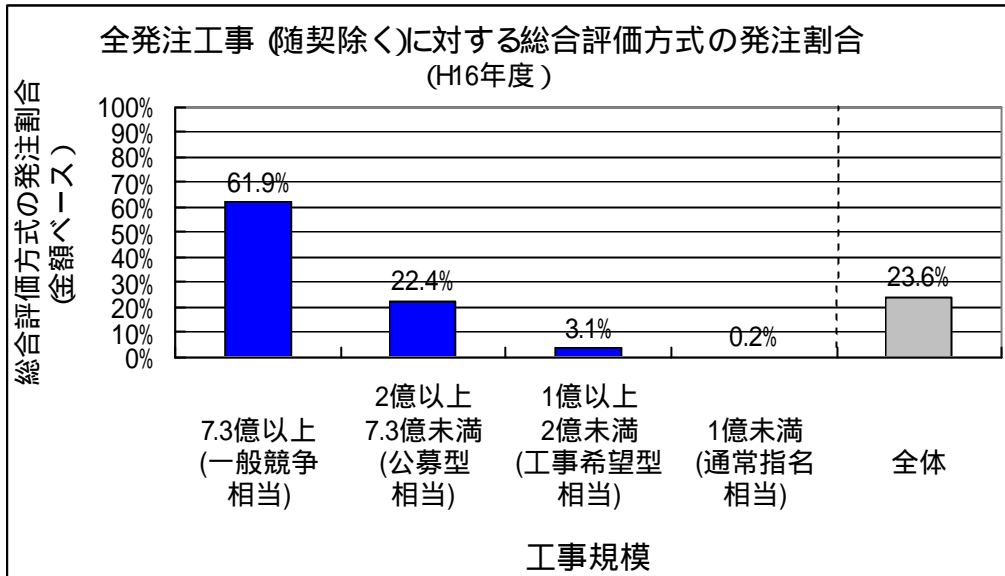
工事規模と技術的難易度の関係は以下のとおりである。工事規模の大きな工事において難易度が高くなる傾向がある。



注) 技術的難易度とは、構造物条件、技術特性、社会条件等から工事内容の難しさを評価したもの。

(c) 総合評価方式の発注割合

直轄工事（8 地方整備局）における平成 16 年度発注工事に対する総合評価方式の発注割合は以下のとおりである。



(3) 総合評価方式の事例

直轄工事における総合評価方式の事例として、一般的な総合評価と、平成 14 年の通達に基づく適用事例を以下に紹介する。なお、ここでは後者の方式を「新通達型」として区別する。

(a) 一般的な総合評価方式の事例：舗装修繕工事

工事概要

本事例の施工箇所は、交通量が約 5 万 1 千台 / 日であり、道路構造による環境対策の一環として自動車の走行に伴う路面からの騒音の低減が求められている。

そのため、本工事では「価格」と、提案された「路面騒音値」に係る舗装構造提案を含む施工計画との総合評価を行った事例である。

総合評価の方法

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \\ &= (85 \text{ 点} + [\text{路面騒音低減値}] \times 15 \text{ 点} / 2\text{dB}) \\ &\quad / (\text{入札価格}) \end{aligned}$$

基礎点：最低限の要求要件「路面騒音値が完成時 89dB を超えない」提案値の場合には 85 点を付与。

加算点：目標状態の路面騒音値を 87dB とした場合、路面騒音低減値に応じて 15 点 / 2dB の加算点を付与。

予定価格の考え方

$$\begin{aligned} \text{予定価格} &= \text{目標状態のコスト} \\ &= 100 \text{ 点の状態のコスト} \\ &= 87\text{dB の状態を達成する工事価格} \end{aligned}$$

【総合評価管理費】

本適用事例では、性能等の向上に応じたコストを負担して積極的な提案を求めようとする総合評価の方法を採用している。そのため、予定価格の中に性能等の向上に相当するコスト（「総合評価管理費」という。）が計上され、性能等の向上に応じた点数が加算点として配点される。

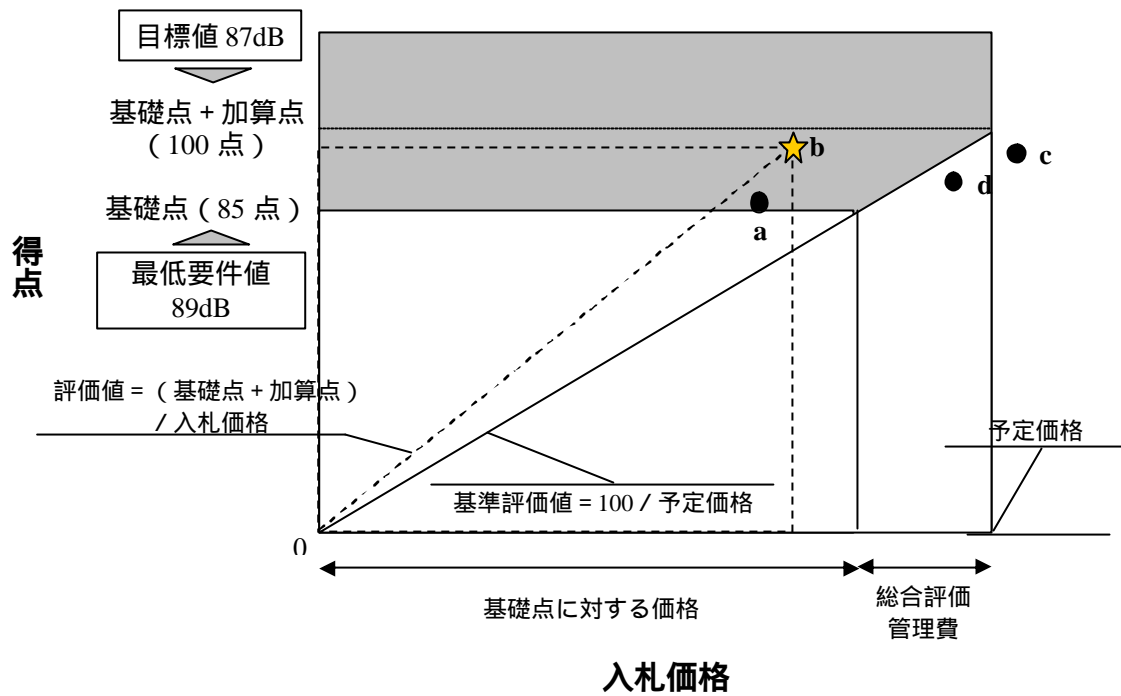


図 一般的な総合評価適用事例の総合評価イメージ

落札者の決定方法（評価対象要件）

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の最も高い企業を落札者とする。

- 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- 入札に係る路面騒音値が、89dB 以下であること。
- 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

(b) 新通達型の適用事例：トンネル工事

[新通達型の概要]

標準的な加算点の設定

- ・ 当面、標準点を100点、加算点を10点として配点。

加算点の評価方式

- ・ 数値方式（定量的評価）： 評価項目の性能等の数値により評価
- ・ 判定方式（定性的評価）： 性能等を「優」「良」「可」により判定
- ・ 順位方式（定性的評価）： 性能等に対する順位付けによる評価

工事概要

本工事は一般国道におけるトンネル工事であり、提案された「トンネル掘削による濁水の処理水質」と「価格」に関して総合評価を実施した事例である。なお、当該事例では新通達型の「判定方式」を評価方法として採用している。

総合評価の方法

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \\ &= (100 \text{ 点} + [\text{施工時に発生する濁水の処理水質}] 0 \sim 10 \text{ 点}) \\ &\quad / (\text{入札価格}) \end{aligned}$$

標準点：最低限の要求要件「提案が適正であること」を満たす場合には100点を付与。

加算点：下流の生活の保全に関する環境基準（pH：6.5～8.5）に対する「施工時に発生する濁水の処理水質（pH）」に係わる提案内容に応じて、優（pH：6.5～7.5）、良（pH：～8.0）、可（pH：～8.5）で判定し、それぞれ5点/2.5点/0点を付与。

加算点：下流の生活の保全に関する環境基準（SS：25mg/l以下）に対する「施工時に発生する濁水の処理水質（SS）」に係わる提案内容に応じて、優（SS：2mg/l以下）、良（SS：15mg/l以下）、可（SS：25mg/l以下）で判定し、それぞれ5点/2.5点/0点を付与。

予定価格の考え方

予定価格 = 最低限の要求要件のコスト

= 100 点の状態のコスト

= 標準案の工事価格

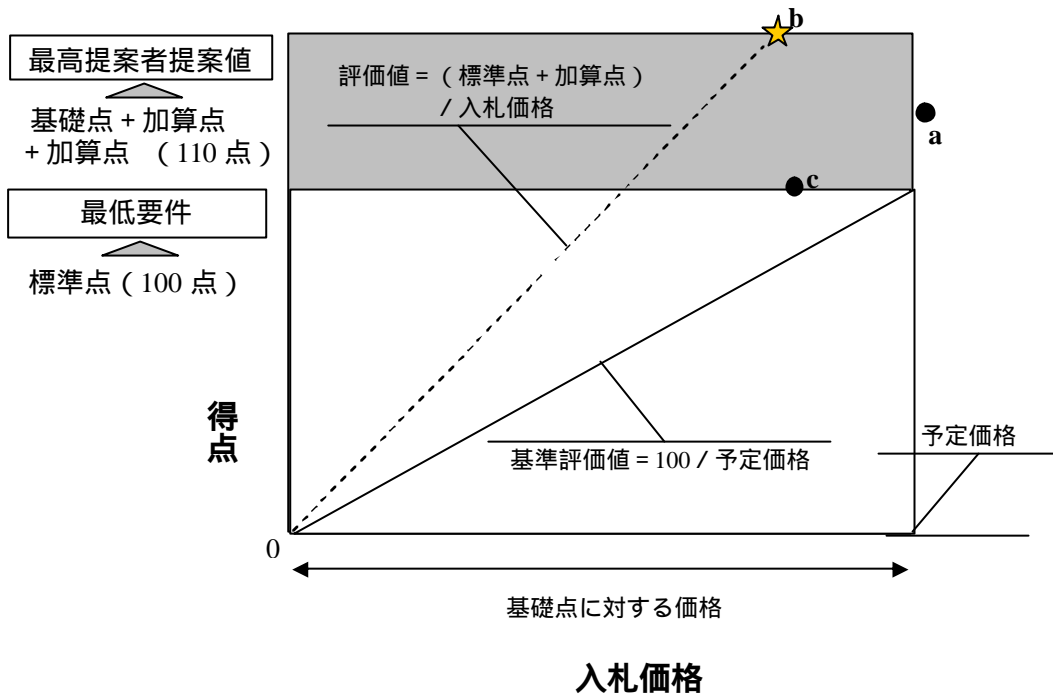


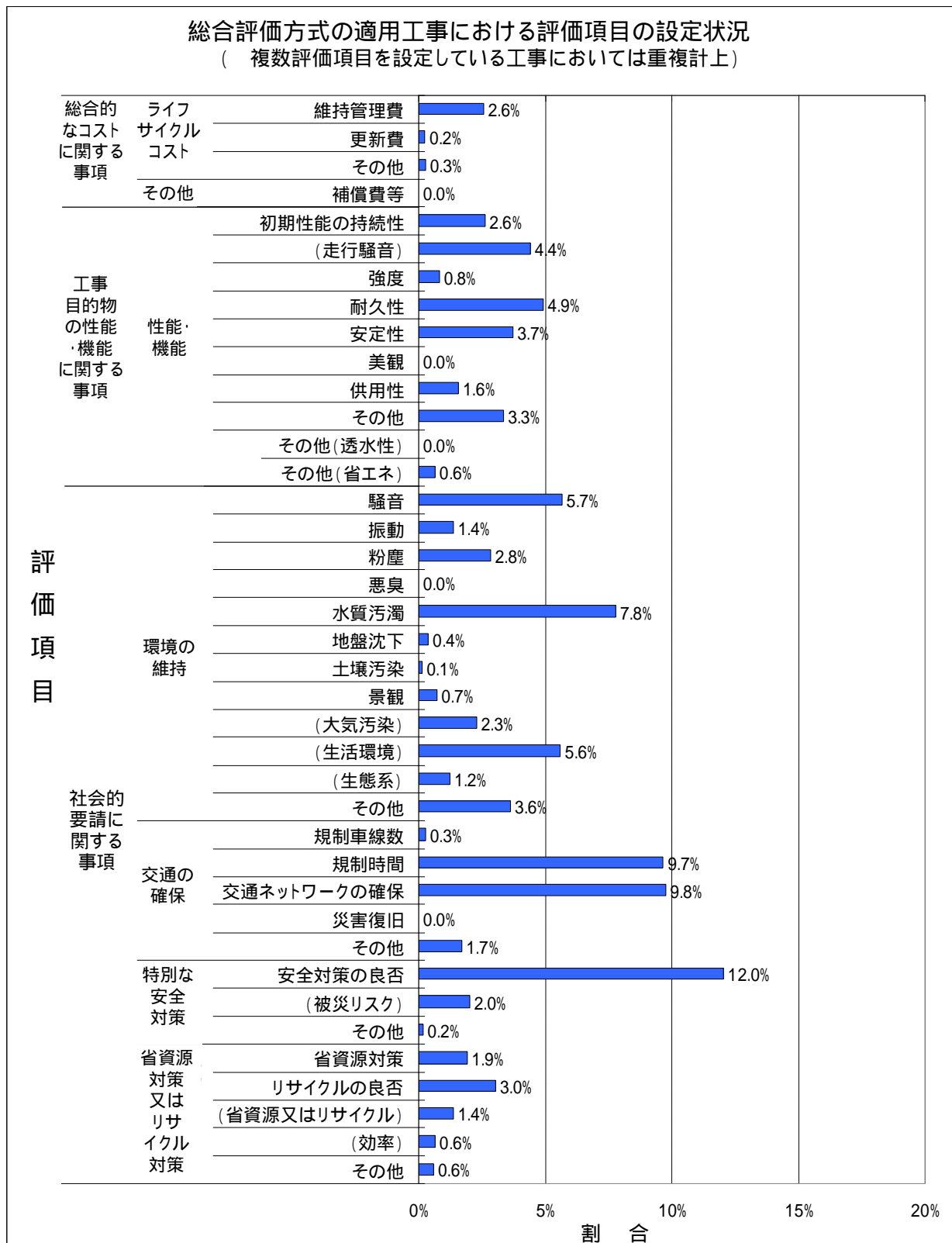
図 新通達型総合評価適用事例の総合評価イメージ

落札者の決定方法（評価対象要件）

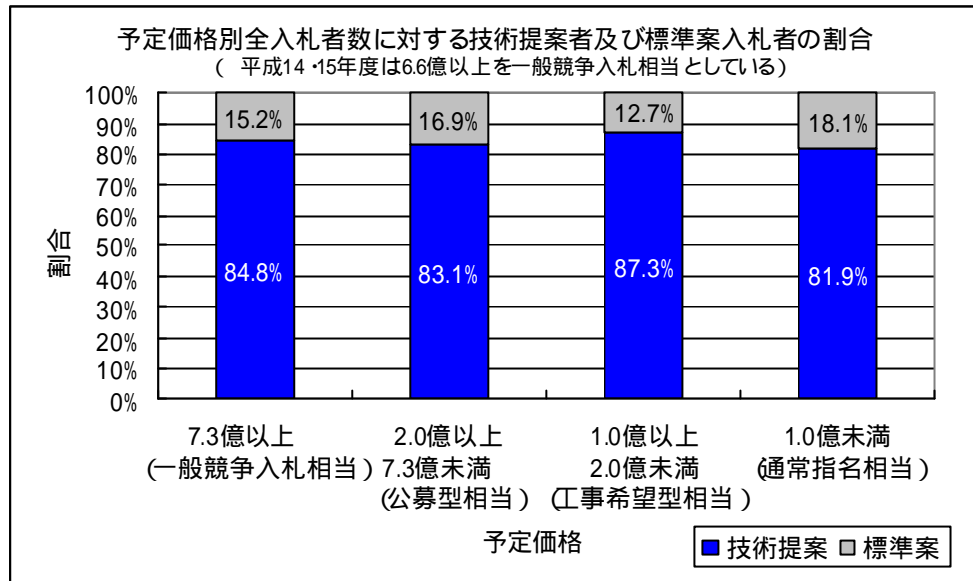
以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の最も高い企業を落札者とする。

- 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- 入札に係る提案内容が適正であること。
- 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

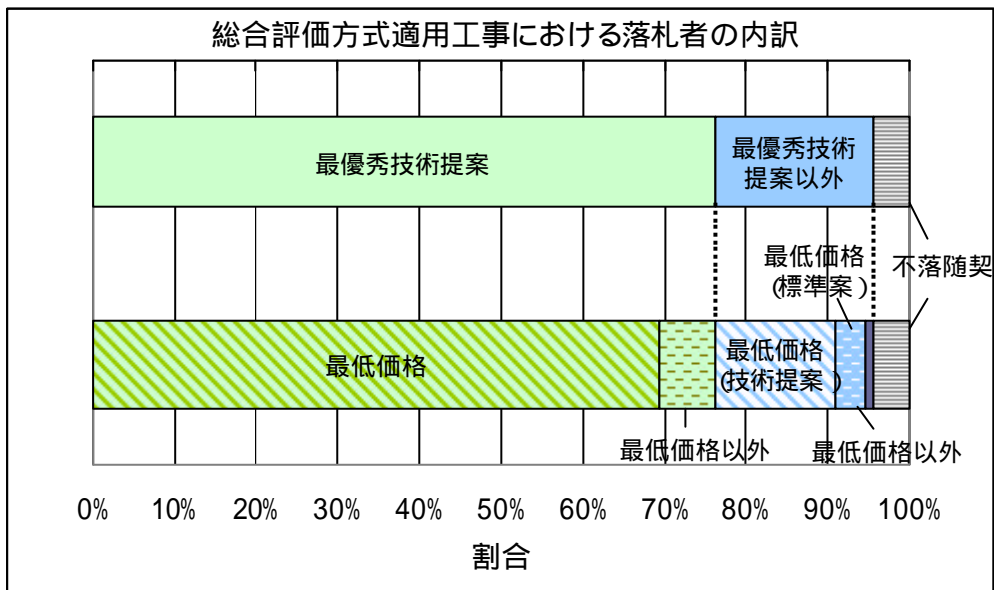
(4) 総合評価方式の評価項目と評価結果
 (a) 評価項目の設定状況



(b) 技術提案の状況



(c) 落札者の内訳



(5) 総合評価方式の効果と課題

1) 直轄工事において総合評価方式を導入したことによる効果と課題について、発注者を対象にアンケート調査した結果を以下に示す。

(a) 効果

企業の技術力の活用や技術力の高い受注者の選定により、品質の向上、コスト縮減、早期完成等の効果が見込める

[具体的意見]

- 設計時は、あくまでも標準的な工法等を選択(コンサル段階では、リスクが考えられるので、採用しがたい等)しているが、施工業者のノウハウでの工法等の採用が可能な為、コスト縮減、早期完成等の効果が見込める。
- 企業の技術提案、施工能力の向上等により、より良いものやコスト面での効果が期待でき、国民のニーズに応える工事が多くなると思われる。
- 技術力の高い会社の受注機会が多くなり、責任施工が取りやすい。
- 評価項目に係る施工だけでなく、工事全体の施工管理が的確に行われるようになった。
- 評価項目の設定等により現場条件の整理ができ、的確な現場状況の把握が可能となり現場監督業務等が効率的になる。
- 当該工事の目的や施工上の制約などが事前に把握できるため、受注した場合工事施工上かなり有効である。

工事の品質確保に対する意識向上に寄与する

[具体的意見]

- 工事により生ずる負の社会便益等について、如何にして低減を図るか等の意識向上に寄与している。
- 地域に貢献でき、喜ばれる工事施工が次の工事等へつながる。(そのためには、地域の声を自ら聞くべき)

技術提案のための検討、技術審査・評価等を通じて、発注者及び受注者の技術力の向上が図れる

[具体的意見]

- 工事の最重要な点を吟味し技術提案を要請すること及び審査段階での評価のため、知識の習得が必要となり技術力の向上に役立つ。
- 総合評価方式の導入により、工事の最重要な点を吟味し技術提案することになることから、描かれた図面どおりの現場構築から一步踏みだした(正式な技術提案を伴った)現場マネジメントとなり、会社・技術者の資質(技術力)向上につながる。
- 工事受注には、技術力等も兼ね備えなければならないという意識が根付く。
- 受注者の自社所有のノウハウや新技術・新工法の提案の場が広がる。
- 社会的要請を知ることになり、要求に応じた新たな技術開発を行う目標を得ることができる。

公正な受注競争による、不良不適格業者の排除につながる

[具体的意見]

- 公正な受注競争において、不良業者を排除できる。

環境対策等の取り組みが、地元(第三者等)に対するPRになる

[具体的意見]

- 環境対策等については、地元(第三者等)に対して、努力姿勢を示すことができる。
- VE提案を実施することにより、一般利用者や近隣住民からの受注会社やひいては建設業界全体のイメージアップ向上に効果を上げていると思われる。

(b) 課題

入札契約手続きにおける発注担当者及び技術提案に係わる受注者の負担が大きい。また入札契約手続きの期間が長く、適正な工期の確保に影響する

[具体的意見]

- 提示用資料の作成や技術審査会、VE評価等に時間を要することから、今後総合評価方式の工事が増加した場合、発注担当者の負担が大きくなる。
- 発注までに時間がかかりすぎ、9月頃の入札となるため、工期が短くかつ冬期工事になる場合がある。
- 契約手続き開始から締結までの期間に時間を要するため、工事工程に影響する。
- 各社の提案内容が充実してくることから、提案書作成内容充実のための負担が大きくなり、中規模企業では対応が難しくなる恐れ。 予算の上限拘束性の枠内では、良い提案には経費が嵩むものが多いことから受注後、提案実施のための各社の持ち出しが多くなる。 総合評価落札方式の増加により、入札参加希望各社は同日、複数件の提案を作成する必要が出てくるなど体制が充実している企業のみが参加可能となることが憂慮される。
- 提案検討の時間が少ない。
- 技術提案の検討に当たって、それに要する設計費用は受注者負担となる。
- 提案書作成（標準案・VE提案）に要する適切な期間設定。
- 書類作りに多大な労力がかかりすぎる。通常の数倍の人数が必要、中小だと限界である。

VE提案を必要とする適用対象工事が必ずしも多くない。

[具体的意見]

- 標準ガイドラインに示す適用範囲に合致する条件を持つ工事は少なく、対象工事及び求める性能等の選定が困難。
- 総合評価落札方式に合致した工事選定が為されるべきだが、(工事の本質に関わる)技術提案評価項目・評価方法にそぐわない工事が選定されている例がある。
- 工事規模によっては、コスト面において提案出来ない工事がある。
- 予定価格範囲内での技術提案では、提案の幅が無く、価格競争となる。

技術提案内容の高度化に対する、発注者に高い審査能力及び審査体制の強化が求められる。中小企業向けの技術力向上の対策が必要である。

[具体的意見]

- 工事は、安価で品質が良く、美観、性能、耐久性等が優れているものを完成させる事が発注者のみならず、国民のニーズであるが、総合評価落札方式の技術提案は将来的に一段とアップすると思われ、発注者側にも一段と高い審査能力が要求されるが、審査能力の向上の養成、発注者間の企業評価情報の共有化が課題と思われる。
- 本年4月から経営審査に技術評価点が導入され、地域の中小中堅業者の技術力向上対策を講じる必要がある。
- 目的を達成するための新技術が道路橋示方書等の要求性能を満たしているかを判断する組織がない。
- VE提案は多くの労力と時間を要するため、限られた時間と技術者を最適配置する必要があり課題となっている。

評価項目及び評価のウェイト等、評価基準の設定が困難である。また、コスト換算されない技術評価に対し、説明が困難である。

[具体的意見]

- 大規模工事の場合、工種が多く評価項目の設定の困難さがあり、設定した項目で工事の全体を評価出来るか疑問が残る。同じく小規模工事の場合も手続きの煩雑さの割に評価項目を設定出来るか疑問。
- 技術評価項目の内容及びウェイト付けが難しい。
- 評価項目の設定がコスト換算されないままにこれを実施した場合、実質的なコスト縮減額が明確でないため、国民に対する説明が困難となるケースが発生することが

予想される。

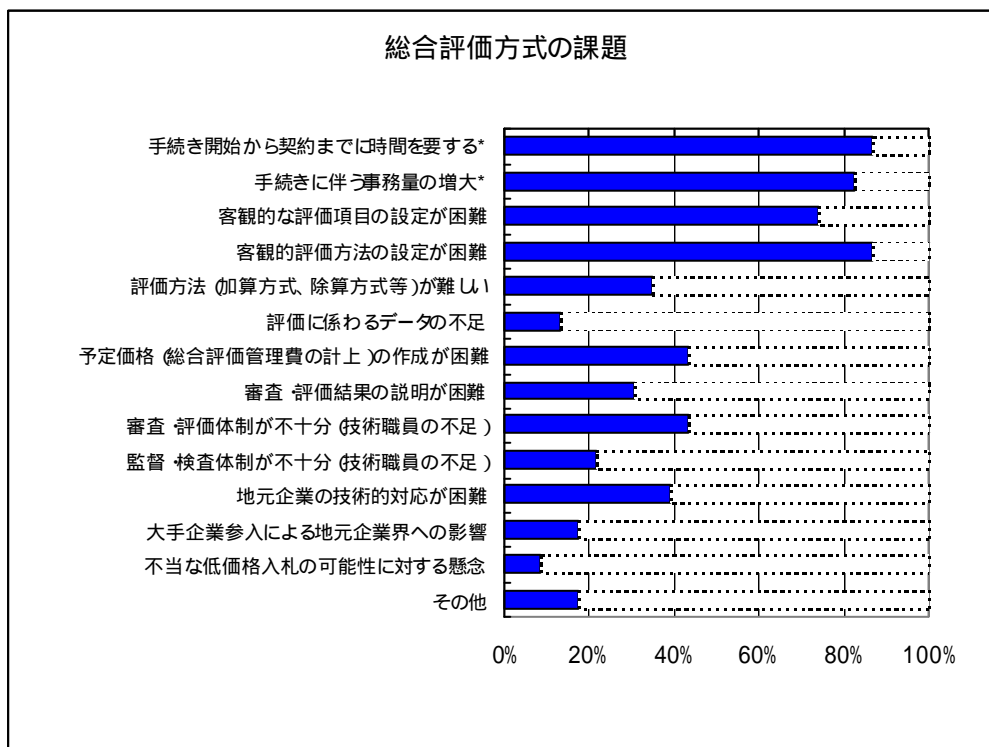
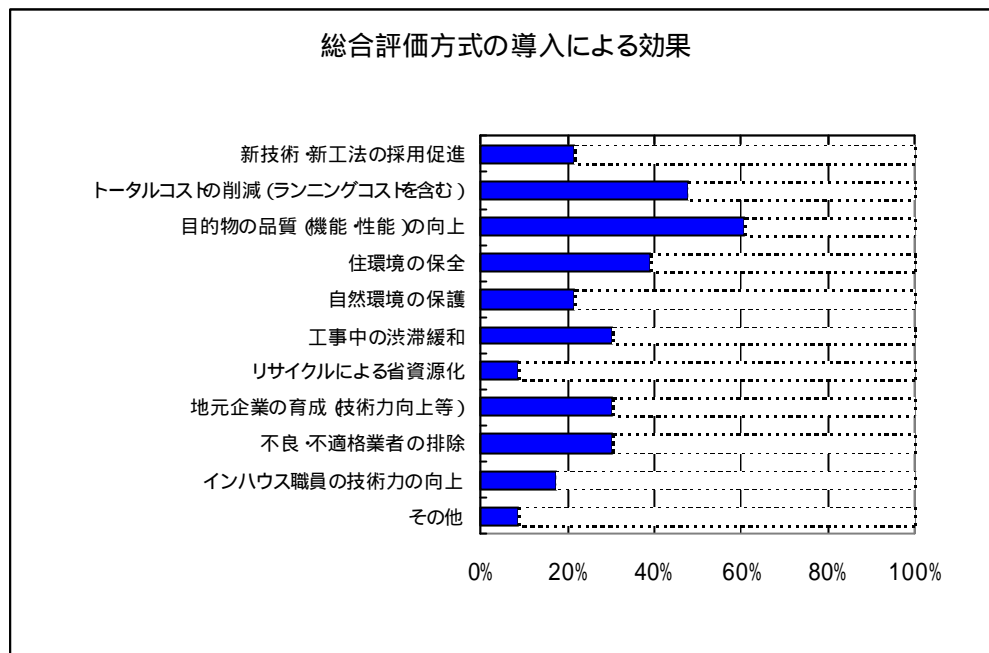
- 同じ提案内容でも、資料作成時の書き方やヒアリングでの応答により、評価に偏りが生じる可能性がある。
- 工事種別毎に評価項目が固定化されていることから、技術提案も同様な提案が増加している傾向にあり、まじめな業者でもそうではない業者でも受注が可能な状況となっており、まじめな業者が生き残れる環境となっていないと思われる。このため、地域又は工事の特性に応じた評価項目の設定に努めていく必要がある。
- 設計図書等のみでは情報量が少なすぎるため、前提条件がよく分からない状態でVE提案しなければならない。

その他

[具体的意見]

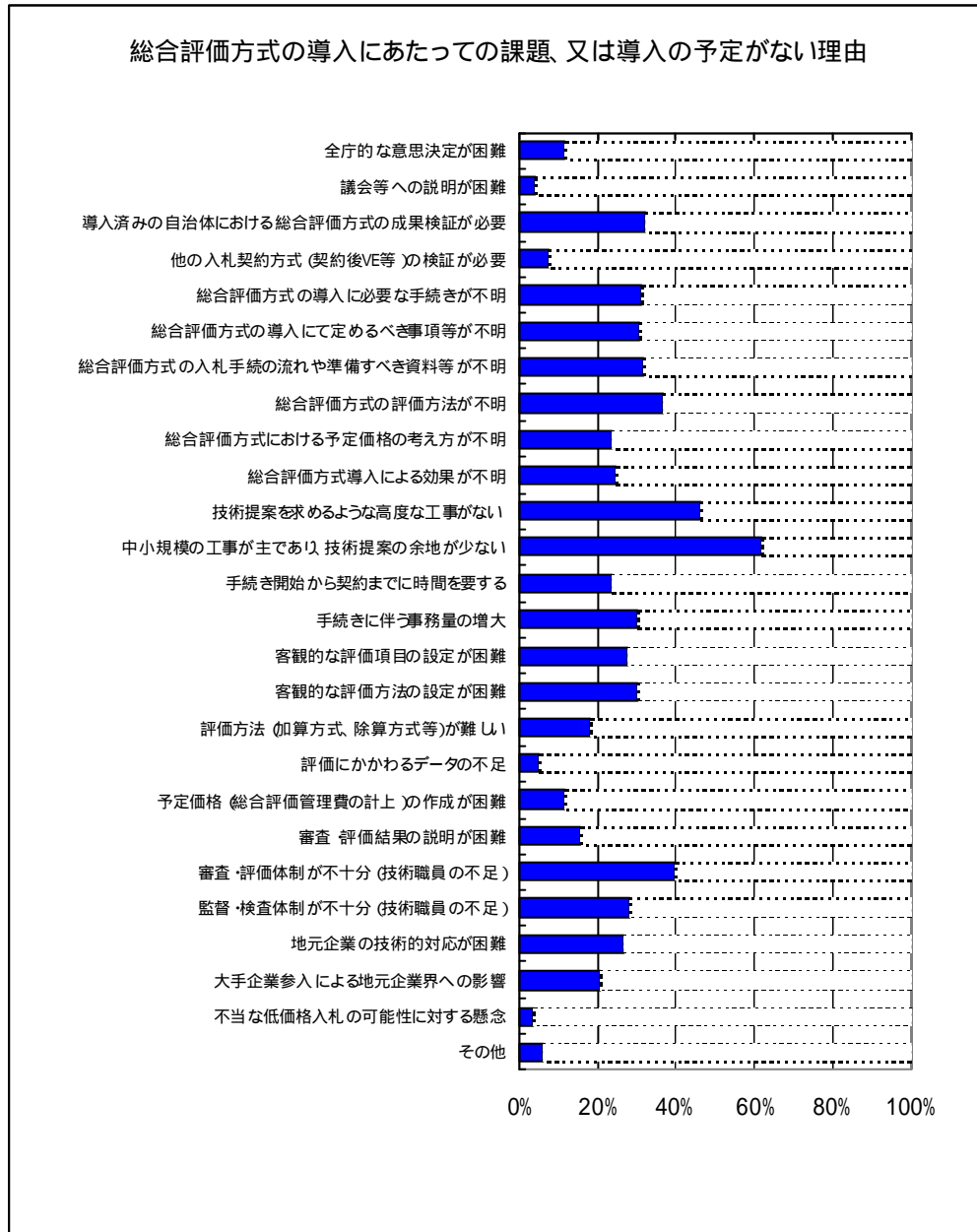
- 最低価格での落札があり、VE提案以外の業者が落札していることによる提案業者の意欲低下の懸念がある。
- 入札時に総合評価の加点対象となった新技術工法があった場合、その監督管理方法が明確ではない。(通常、新技術活用施策として実施される。)
- 現場条件に大幅な変更を生じた場合の当初設定評価の見直し方法が課題。
- 機能、性能の向上で評価した場合、完成時では判断出来るが、長期的な機能、性能の判定が難しい。
- 評価単位に応じた履行確認等が現場で必要となるため、現場監督の負担が大きい。

2) 参考資料1 - 4 に示す地方自治体の調査において総合評価方式を導入済みの23の自治体における、導入の効果及び課題を以下に示す。



* 地方自治法施行令第167条10の2にて、「総合評価の適否」「落札者決定基準」「落札者決定」の各段階で学識経験者2名以上から意見を聞くことが規定。

3) 総合評価方式の導入が未定あるいは、導入予定がない2,040の自治体において、導入にあたっての課題、又は導入の予定がない理由を以下に示す。



2. 東京都における実施状況

東京都では総合評価方式として、技術提案型と施工能力審査型（簡易型）の2つの方式を試行導入している。

（a）技術提案型

直轄における総合評価方式と同様の手法による。

平成14年3月より試行を開始しており、これまでの実績は9件（建築3件、土木1件、設備5件）。

（b）施工能力審査型

技術提案型が、大規模で高度な技術等を要する工事を対象とする一方で、より小規模な通常の工事の品質を確保する重要性を認識し、より簡易的に技術評価できる方式を平成17年度より導入。

適用工事範囲

- ・ 建築工事：予定価格4億円未満
- ・ 土木工事：予定価格3.2億円未満
- ・ 設備工事：予定価格1.2億円未満

落札者の決定方式

価格点と施工能力評価点の合計点の一番高いものを落札者とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{価格点}) + (\text{施工能力評価点}) \\ &= (\text{価格点}) + (\text{工事成績評価点} + \text{資格点} + \text{実績点}) \end{aligned}$$

評価方法

ア．価格点

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ & \quad (\text{最低制限価格と同額入札価格が最高点となる}(20 \sim 33\text{点})) \end{aligned}$$

イ．施工能力評価点

工事成績評価点：過去の工事成績評定の平均点を評価
(最高点は13点)

資格点：一級施工管理技士等の保有資格を評価
(最高点は3点)

実績点：過去の同種工事における技術者としての経験と
責任を評価
(最高点は2点)

3 . 地方自治体における実施要綱等の整備状況

総合評価方式を導入済みの地方自治体における実施要綱等（試行要領、実施要領、試行の手引き等）の整備状況の概要は以下のとおりである。また、整備状況一覧を次頁以降に示す。

総合評価方式導入済みの地方自治体 23 団体のうち、実施要綱等を整備している地方自治体は 17 団体であった。

また総合評価方式を対象とする工事の選定基準を整備している地方自治体は 6 団体であった。

実施要綱等を整備している地方自治体（実施要綱等を入手済みの地方自治体のみ）においては、

- 多くの地方自治体において直轄と同様の総合評価方式を導入している。
- 施行能力や工事成績点、資格等、独自の評価項目を設定している地方自治体も見られる。

表 総合評価方式導入済み自治体における実施要綱等の整備状況

番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
自治体区分		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	市町村	市町村	市町村	市町村	
地方公共団体名		北海道	秋田県	埼玉県	静岡県	兵庫県	長崎県	飯能市 (埼玉県)	鯖江市 (福井県)	舞鶴市 (京都府)	五島市 (長崎県)	
総合評価方式 の導入状況	導入の有無	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	
	導入年度	平成 16年度	平成 16年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 13年度	平成 16年度	平成 13年度	平成 12年度	平成 14年度	平成 17年度	
実施要綱等 の整備状況	実施要綱等の策定の有無											
	対象工事選定基準の有無	×	×	×	×	×	×	×		×		
	対象工事の範囲	条件付一般競争入札 制限付一般競争入札 公募型指名競争入札	一般競争入札 公募型指名競争入札 簡易公募型指名競争 入札	一般競争入札 公募型指名競争入札 意向反映型指名競争 入札 指名競争入札	制限付き一般競争入札 公募型指名競争入札	一般競争入札 指名競争入札	一般競争入札 (制限付 き及び試行を含む)	一般競争入札	設計金額が1億円を超 える比較的高度または 特殊な技術を要する工 事	(記載なし)	一般競争入札 (制限付 き及び試行を含む)	
	評価方法の具体的内容	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(記載なし)	(記載なし)
	価格以外の評価項目	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	コスト削減 施工工期短縮 安全対策 環境対策 など	(記載なし)	(直轄と同様)
総合評価方式の実績	H14-16実績件数(計)	1	0	6	6	8	1	0	0	1	0	
平成14年度	総合評価実績件数	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	
	全発注件数割合	-	-	0.03%	-	0.03%	-	-	-	0.27%	-	
	全発注金額割合	-	-	0.02%	-	0.10%	-	-	-	2.97%	-	
平成15年度	総合評価実績件数	-	-	2	3	3	-	-	-	-	-	
	全発注件数割合	-	-	0.06%	-	0.09%	-	-	-	-	-	
	全発注金額割合	-	-	0.11%	-	0.50%	-	-	-	-	-	
平成16年度	総合評価実績件数	1	-	3	3	4	1	-	-	-	-	
	全発注件数割合	0.02%	-	0.13%	-	0.08%	0.09%	-	-	-	-	
	全発注金額割合	0.03%	-	0.11%	-	1.84%	0.18%	-	-	-	-	

表 総合評価方式導入済み自治体における実施要綱等の整備状況 (実施要綱等未入手)

番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
自治体区分		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	市町村	市町村	都道府県	市町村	市町村
地方公共団体名		青森県	山形県	山梨県	長野県	岐阜県	愛知県	香川県	高知県	磐梯町 (福島県)	福島市 (福島県)	佐賀県	藤沢市 (神奈川県)	芦屋市 (兵庫県)	
総合評価方式の導入状況	導入年度	平成16年度	平成16年度	平成14年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成12年度	平成16年度	平成13年度	平成16年度	
実施要綱等の整備状況	実施要綱等の策定の有無	×		×				×	×		×			×	
	対象工事選定基準の有無	×		×	×		×	×	×	×	×			×	
総合評価方式の適用事例における評価方法等	総合評価方式の適用事例	立体駐車場整備事例	橋梁下部、下水道推進、造園等の事例	道路改良、ポンプ設備の事例	道路改築事例	スケートリンク建設事例	ポンプ設備事例	ダム管理設備事例	下水道管渠築造事例	営繕事例	キャンピー設置事例	(事例未入手)	(事例未入手)	(事例未入手)	
	評価方法の具体的内容	(直轄と同様)	(直轄と同様)	(直轄と同様)	総合評価点 = 価格以外の評価点 + 価格点	(直轄と同様)	(記載なし)	(記載なし)	(直轄と同様)	(記載なし)	(記載なし)				
	価格以外の評価項目	ライフサイクルコスト抑制 耐久性 吹き込み雪への対策 連絡通路等への雪対策 利便性の向上の提案 景観(美観) 施工中の駐車台数影響性 ユニバーサルデザイン対策 建設用周辺の安全対策 県産材(木材等)の利用	騒音対策 振動対策 規制時間の短縮 水質汚濁防止対策 ヤード面積縮小 歩行者・自転車の安全対策 渋滞対策 地域への安全に対する貢献 など	建設発生土のリサイクル対策 盛土の施工法、運搬に係る環境対策 維持管理費 など	工事成績平均点 本社の所在地 除雪契約の有無等 技術者の資格	冷却設備における消費エネルギー量 スケートリンク路盤面の平坦性 実施設計及び工事施工期間	ポンプ効率	維持管理費 + 電気料金	道路の開削しない延長片側交互通行規制期間	ライフサイクルコスト 居住性(機能性・快適性) 周辺環境との融和・環境の保全	デザイン(独創性、象徴性、芸術性、景観調和性) 設計構造(機能性、安全性、耐久性、維持管理性) 施工(工法、安全管理、工期)				
総合評価方式の実績	H14-16実績件数(計)	1	5	3	10	1	1	2	1	1	0	0	0	1	
平成14年度	総合評価実績件数	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全発注件数割合	-	-	0.06%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全発注金額割合	-	-	0.20%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成15年度	総合評価実績件数	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全発注件数割合	-	-	0.04%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全発注金額割合	-	-	0.14%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成16年度	総合評価実績件数	1	5	-	10	1	1	2	1	1	-	-	-	1	
	全発注件数割合	0.04%	0.41%	-	0.54%	0.02%	0.03%	0.06%	0.03%	1.15%	-	-	-	0.99%	
	全発注金額割合	1.90%	1.28%	-	0.51%	0.53%	-	0.83%	0.23%	3.84%	-	-	-	0.63%	

4. 海外における実施状況

海外における総合評価方式の実施状況について、既往の調査結果、文献等から以下に整理する。

国 - 事例 No	機関等	対象工事・事例	総合評価の方法（落札者の選定）	価格以外の評価項目	備考	参考
米国	-	連邦政府工事のうち、発注額の48%（新設では53%）に適用（2001年実績）	【競争的提案入札（Competitive Proposal）】 コストに比した価値（VFM - バリューフォーマネー）が最も高い札を選択する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフサイクルコスト ● 技術力 ● マネジメント能力 ● 過去の施工実績 等 	連邦調達規則（FAR - Federal Acquisition Regulation）による	鈴木 一：アメリカ連邦政府工事における調達手続きについて、建設マネジメント技術 2005年2月号（H17.2）
米国	ルイジアナ州 運輸・開発省	舗装工事	【ライフサイクルコスト評価入札（A+B+C入札）】 工事価格入札（A）、工事日数オファー金額評価（B）及びライフサイクルコスト（C）の合計金額の最も低いもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事日数オファー金額評価（B）：業者が見積もる工事日数の価値（工事日数×道路利用者コスト） ● ライフサイクルコスト（C）：業者が選択した工法による完成施設のライフサイクルコスト（30年後の現在価値 - 現在価値） 	ノースダコタ州交通局及びワシントン州交通局ではA+B方式を採用（ライフサイクルコスト（C）を対象外）	平成 13 年度海外における総合評価方式の具体的評価手法調査業務 報告書（H14.2）
米国	メリーランド州 運輸省	橋梁塗装工事	【性能保証入札（A-Q方式）】 入札価格（A） - 超過保証年数価格評価（Q）の最も低いもの $Q = (\text{保証年数} - 5) \times \text{US\$}35,000$	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低性能保証年数期間（5年）を越える保証年数（最高5年） 		平成 13 年度海外における総合評価方式の具体的評価手法調査業務 報告書（H14.2）
米国	フロリダ州 運輸省	既存道路施設の改修または再建設工事	次の調整点数の最も低いもの $\text{調整点数} = [BPP + PCT \times UDC] \div TS$ BPP：業者の価格提案 PCT：提案工事日数 UDC：道路利用者日額コスト TS：技術評価点数	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への配慮 ● 維持管理の容易性 ● 性能保証 ● 協調関係 ● 品質管理計画 ● 交通の維持 ● 設計・測量のための調査 ● 品質管理作業 	デザイン・ビルド方式	平成 13 年度海外における総合評価方式の具体的評価手法調査業務 報告書（H14.2）
米国	ミシガン州 運輸省	橋梁改修工事	【ベストバリュー業者選択方式】 入札価格を技術提案評価点数で除した点数が最も低いもの	各評価項目に対し「優」「良」「可」「不可」にて評価 <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトに対する理解 ● 工事作業計画 ● 鋼鉄復旧、加工・再組立の方法 ● 品質管理計画 ● 提案スケジュール ● プライム・コントラクターの過去の経験 ● プライム・コントラクターの過去の実績 ● 鉄鋼加工業者の過去の経験 ● 鉄鋼加工業者の過去の実績 ● プロジェクト監督者の資格と過去の経験 ● 鉄鋼加工業者 / PMr の資格と過去の経験 ● 鉄鋼組立 / 現場組立 Mr の資格と過去の経験 ● 質管理担当者の資格と過去の経験 		平成 13 年度海外における総合評価方式の具体的評価手法調査業務 報告書（H14.2）
米国	内務省開拓局	ロックフィルダムコア止水壁工事 導水路トンネル工事	技術評価と価格評価の総合点でもっとも高いもの 配点比率 技術評価：価格評価 = 70：30	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工計画 ● 配置予定要員 ● 過去10年間の同種工事実績 ● 安全管理計画・安全実績等 	価格評価：最低価格を1000とした場合の値 導水トンネル工事の場合、上記価格評価に加え、価格提案の評価（見積方法や見積価格の妥当性、提案・仕様との整合性）についても評価。	海外における建設技術評価手法調査業務 報告書（H6.3）

国 - 事例 No	機関等	対象工事・事例	総合評価の方法（落札者の選定）	価格以外の評価項目	備考	参考
米国	内務省開拓局	高難度で業者の技術力の把握が必要	技術的に的確なものの中で、最も価格の低いもの	[適格審査] (順位付け。定量的資料の有無は不明) ● 施工計画 ● 実績 ● 安全計画・安全成績等	職員で構成される評価委員会を設置	海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)
英国	道路庁	道路改良工事	技術評価と価格評価の総合点でもっとも高いもの 配点比率 技術評価：価格評価 = 70 : 30	各評価項目を評価（それぞれ得点 0～10 点 × 重み = 評価点） ● 管理提案（チーム構成、下請け業者、パートナーリング等） ● 設計概要（設計、運営上の考慮等） ● 構造物（近隣建物との橋梁、維持管理の考慮） ● 道路工学技術の細部（排水設備、舗装工事の提案） ● 施工計画（存続期間、生態系に対する制約の理解等） ● 道路や住民への影響（工事車両軽減の提案等） ● キーパーソンとキースタッフ（チーム内の協力関係等）	デザイン・ビルド方式 価格評価：最低価格を 100 とした場合の値	平成 13 年度海外における総合評価方式の具体的評価手法調査業務 報告書 (H14.2)
英国	外務英連邦省	大使館改装工事	技術評価と価格評価の総合点でもっとも高いもの 配点比率： 一般的には技術評価：価格評価 = 10～25 : 90～75	各評価項目を評価（それぞれ得点 0～100 点 × 重み = 評価点） ● 入札プログラム ● プロジェクト手法書 ● 主要配置技術者の経歴 ● 下請業者及び納入業者との過去の実績 ● 類似工事の実績	価格評価：最低価格を 100 とした場合の値	平成 14 年度入札契約に関する実態調査業務 報告書 (H15.3)
仏国	-	70 万 F F 以上	定量化された評価手法は用いていない	● 品質保証計画及び品質保証組織図 ● 材料調達・使用の全体計画、材料の品質・使用等を証明する試験 ● 指定した工種の施工方法に関する技術文書	委員会において開封・審査	海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)
独国	-	全公共工事	定量化された評価手法は用いていない	[評価項目の例] ● 保守・運転コスト ● 概観及び機能上の観点 ● 耐用期間 ● 工期 など		海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)
豪州	ブラックタウン・シティ・カウンシル	橋梁工事	技術評価と価格評価の総合点でもっとも高いもの 配点比率 技術評価：価格評価 = 50 : 50	各評価項目を評価（それぞれ得点 0.1～1 点 × 重み = 評価点） ● 配置要員 ● 工程計画 ● 上部工架設方法 ● 施工法全般 ● 鉄道営業線占有工事実績	価格評価：0.8 + 1.0 × [(平均価格 - 入札価格) / 平均価格]	海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)
台湾	農水省	漁協建設	文書プレゼンテーション評価、技術評価及び価格評価の総合点でもっとも高いもの 配点比率 プレゼン評価：技術評価：価格評価 = 30 : 300 : 170	● 文書のプレゼンテーション ● 技術 ・組織と主要人員 ・施工計画 ・下請け ・冷凍システムにおける経験 ・使用建設機械 ・機械設備 ・スペアパーツ		海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)
世界銀行	-	-	評価額が最低の入札をしたもの	[考慮の対象となりうる価格以外の要素] ● プロジェクト現場までの国内輸送コスト ● 支払スケジュール ● 建設または引き渡しの完了時期 ● 稼働コスト ● 設備の効率及び適合性 ● サービス及び部品の確保 ● 提案されている建設方法の信頼性 など		海外における建設技術評価手法調査業務 報告書 (H6.3)